

特定水産資源の採捕数量
(令和7年7月31日までの間の捕獲として報告された数量)

特定水産資源	大臣管理区分	大臣管理 漁獲可能量 A	捕獲実績 B	B / A
いわしくじら	いわしくじら母船式捕鯨業 【令和7年1月1日～令和7年12月31日】	56 (25) ^頭	3 (2) ^頭	5 (8) [%]
	いわしくじら基地式捕鯨業 【令和7年1月1日～令和7年12月31日】	0 (0)	0 (0)	0 (0)
にたりくじら	にたりくじら母船式捕鯨業 【令和7年1月1日～令和7年12月31日】	113 (150)	53 (101)	47 (67)
	にたりくじら基地式捕鯨業 【令和7年1月1日～令和7年12月31日】	20 (0)	0 (0)	0 (0)
みんくくじら	みんくくじら母船式捕鯨業(太平洋海域) 【令和7年1月1日～令和7年12月31日】	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	みんくくじら母船式捕鯨業(オホーツク海域) 【令和7年1月1日～令和7年12月31日】	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	みんくくじら基地式捕鯨業(太平洋海域) 【令和7年1月1日～令和7年12月31日】	111 (109)	34 (45)	31 (41)
	みんくくじら基地式捕鯨業(オホーツク海域) 【令和7年1月1日～令和7年12月31日】	33 (33)	33 (33)	100 (100)
ながすくじら	ながすくじら母船式捕鯨業 【令和7年1月1日～令和7年12月31日】	60 —	34 —	57 —

注1)「捕獲実績」は、管理年度期間の初めから令和7年7月31日までの間の捕獲として報告された数量である。

注2)()は前漁期同期の数値である。

注3)【】は令和7管理年度の期間である。

注4)大臣管理漁獲可能量の他に、にたりくじらでは20頭の水産庁留保枠がある。